



WANTED

重量違反車両 取締強化中!

総重量違反・軸重違反を撲滅します

特殊車両の通行許可がなく、または許可に違反し、道路法及び車両制限令で定められた車両の大きさや重さの最高限度（一般的制限値）を大きく超える場合は、首都高の指定する場所で積荷の軽減や通行の中止を命じます。（道路法47条の4）

■一般的制限値 ※重さ指定道路は車長、最速軸距により 25.0t まで、高さ指定道路は 4.1m まで許可なく通行できます。

項目	総重量	軸重	高さ	幅	長さ
最高限度	20.0t*	10.0t	3.8m*	2.5m	12.0m



■積荷の軽減措置

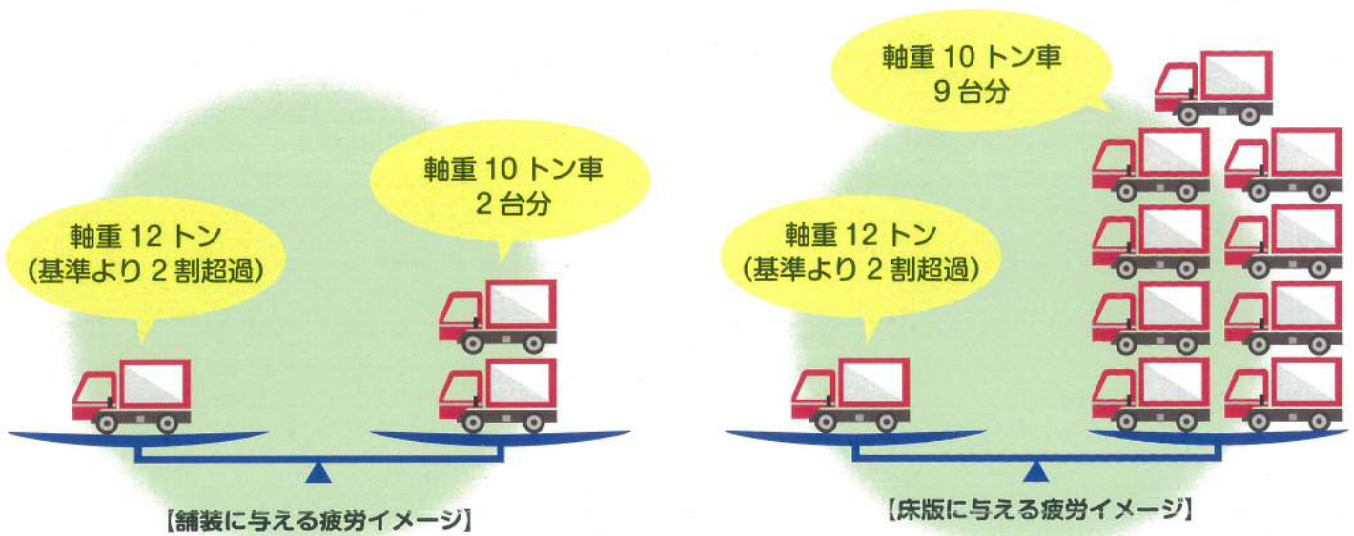
積荷が分割可能な場合は、首都高が指定する場所に移動し、運転手または会社の責任において、積荷を車両制限令に規定する重量以下まで軽減してもらいます。

■通行の中止（車両の留め置き）

積荷が分割出来ない場合は、首都高が指定する場所に移動し、運転手または会社の責任において、有効な通行許可を取得するまでの間、車両を留め置いてもらいます。

車両制限令を守りましょう

軸重違反車両が道路に与える影響

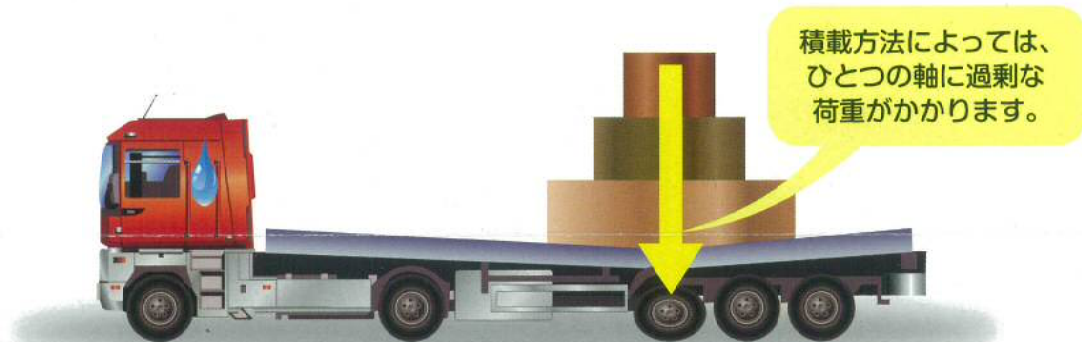


車両の重量が道路構造物の疲労に及ぼす影響は、舗装で4乗、RC床版で12乗といわれています。

仮に大型車両1台が、軸重10トンの基準よりも2トン超過した場合は、舗装に対して約2台分、RC床版に対しては約9台分の疲労が蓄積されることとなります。

このように軸重違反車両の通行は、道路に与えるダメージは甚大です。

～荷物をバランス良く積載することも重要です～



たとえ最大積載量未滿の積載であっても、荷物が前や後ろに偏っていると、ひとつの軸に荷重がかかってしまい、軸重が10tを超える場合があります。

荷物をバランスよく積載することを心掛けましょう。

道路緊急ダイヤル



事故・故障・落下物・道路損傷等発生したら

#9910

首都高は、1を選択してください。

※ 道路交通法により運転中の通話は禁止されています。駐車場所の安全な場所に停車しておかけ下さい。

事故・故障・落下物・道路損傷等、緊急事態の際は、道路緊急ダイヤル「#9910」や非常電話をご利用の上、通報をお願いします。

